

NPO法人そらべあ基金
子どもと若者のセーフガーディングポリシーに関する指針

1. 目的

このセーフガーディングポリシーは、子どもたちや若者を、そらべあ基金に関することに起因する如何なる危害からも保護し、また如何なる形でも権利が侵害されることがないようにすることを目的とし、そのための環境づくりを行うため、組織の取り組みと役員及び職員、およびそらべあ基金の名称で活動に携わる人の責務を明確にします。

また本ポリシーは、「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」と「子どもと若者のセーフガーディングに関する取扱い」によって本ポリシーを実践するための手続きや実施方法を明らかにします。

2. 対象者の定義

●子ども

18歳未満のすべての人。1

●若者

15歳から24歳までのすべての人。2

1国連子どもの権利条約(1989)

2国連経済社会局(UNDESA)のDefinition of youth

参考ウェブサイト：<https://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

3. 適用範囲

本ポリシーは、次の人に適用されます。

- 1) そらべあ基金の役員、職員（アルバイト等契約の形態を問わない）
- 2) そらべあ基金のその他の関係者（インターンやボランティアなどそらべあ基金の名称を使用して活動に携わる人。

なお、これら適用範囲の対象者を本ポリシーにおいて以下「そらべあ基金関係者」と称します。

本ポリシーに定める危害とは、次によるものです。

- ・ そらべあ基金関係者の行動によるもの。
- ・ そらべあ基金が企画運営する事業や業務の実施によるもの。

4. そらべあ基金のセーフガーディングポリシー

そらべあ基金はその事業や業務において、「周知」「予防」「報告」「対応」の4つの柱を通じて、安全保護への取り組みに責任ある行動をとります。

【周知】

すべてのそらべあ基金関係者に対し、虐待や搾取に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。

【予防】

そらべあ基金関係者が模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。すべての人の権利を尊重し、安心して参加できる環境を作ります。

そらべあ基金の関係者は、問題が生じた時の手順についてあらかじめそらべあ基金関係者が理解し、懸念を感じた時には速やかに担当者に報告、相談をします。

担当者：そらべあ基金 セーフガーディング担当
連絡先：safeguarding@solarbear.jp

【報告】

セーフガーディングポリシーに違反する行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当事者である場合などは、以下に挙げる外部団体に報告することができます。

- ・ 各地域の福祉保健局
- ・ 児童相談所
- ・ 警察署など

【対応】

- ・ 問題行為が起きたり疑われた場合には、対象の方の安心・安全を確保した上で、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。
- ・ セーフガーディングポリシー、および「行動規範」を遵守せず違反したそらべあ基金関係者には適切な懲戒措置を行います。
- ・ そらべあ基金はそらべあ基金関係者から被害を受けた人たちに対して支援を行います。

上記の4つの柱を実行するための法人およびそらべあ基金関係者のそれぞれの責任は下記の通りです。

<そらべあ基金の責任>

- ・ すべての事業や業務は、生じる可能性があるあらゆる危害から子どもや若者を保護できるよう企画運営を行います。これはすべての事業や業務の過程で集められた個人情報や交わされた契約も含まれます。
- ・ そらべあ基金関係者が組織における役割に見合ったレベルで、保護に関する研修を改訂の都度受けられるようにします。

- ・ 安全保護に関する懸念事項が生じた場合には、規定に従い速やかに報告を行います。

<そらべあ基金関係者の責任>

そらべあ基金の活動に関わるすべての関係者は、本ポリシーと自らの責任を理解し、子どもと若者の権利が侵害されることがないように行動しなければなりません。本ポリシーに反する行為があった場合またはその恐れのある問題が察知された際には、適切に報告・対応しなければなりません。

12. 言葉の定義

1) 危害

人の受ける身体的傷害もしくは健康傷害、または財産もしくは環境の受ける害

(参照：国際基本安全規格における定義)

2) 虐待

・身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を追わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどの体罰

・性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

・ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

・心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう、きょうだいに虐待行為を行うなど

3) 性的搾取

性的目的で、立場の弱さにつけこみ、力の格差または信頼関係を濫用して性的関係をもつ、または持とうとする行為。他者への性的搾取によって金銭的、社会的、政治的に利益を得ることを含むがこれに限定されるものではない

4. 原則

本ポリシーは、下記の原則を満たすことによって実現を図ります。

1) 連携機関との協働責任

そらべあ基金は、子どもと関わる事業、プロジェクト、イベント、キャンペーンなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、本

ポリシーへの取り組みが確実に実行できるよう協力し合います。

2) オープンな議論と透明性

子どもと若者の権利侵害に及ぶ懸念があれば、これをきちんと提起し、オープンに議論するとともに、問題の対応と予防に取り組むことができるようにします。

3) 子どもと若者の最善の利益

子どもと若者の権利侵害について問題が生じた場合には、子どもの心理的、精神的、身体的なニーズに配慮し、子どもと若者の最善の利益を考慮して、安全確保や保護などの対応に取り組めます。

4) 子どもと若者の参加と意見表明の尊重

そらべあ基金は、子どもと若者が自分たちの安全や安心を脅かすものから守られる権利について、それを行使できるように情報を与え、この権利の行使を許容する責任があります。そらべあ基金は、子どもと若者が本ポリシーとそれに基づく取り組みを理解し、本ポリシー違反を報告できる手段も理解できるようにします。また子どもと若者に関する意思決定において、できるだけ子どもと若者が参加し、自分たちの意見が表明されるよう促され、子どもと若者の年齢や成熟度に応じて考慮されるようにします。

5) 説明責任

子どもや若者、その家族、コミュニティ、社会に対して、組織の本ポリシーに基づく取り組みの強化・改善を継続的に図ることによって説明責任を果たし、信頼される組織作りを目指します。

6) 守秘義務

関係者等による子どもと若者の権利侵害となる言動に関する懸念や、報告、調査を通じて集められた情報は最小限の範囲で共有されるようにします。すべての記録は、守秘義務を守って厳密に保管します。

7) 制裁

本ポリシー違反があった場合には、契約関係に基づく調査、懲戒手続き、違反者に適用される法律の下で捜査等の必要な手続きが行われるか、または法的権限をもつ機関に付託される可能性があります。違反者は、解雇を含む懲戒処分となる可能性や、契約やパートナーシップ関係の解消、法的制裁等の制裁が科される可能性があります。

子どもや若者の権利侵害だと疑われる懸念が報告されたものの、調査の結果、それが事実ではないと判明した際には、懸念を報告した者に対してはいかなる処分もなされることはありません。しかし、告発が虚偽であったり悪意を持って行われたりした場合にはしるべき制裁が科されます。

8) 本取り組みの普及促進

そらべあ基金は、他機関や個人と連携して、より広いコミュニティや業界等において本ポリシーに基づく取り組みによる子どもと若者の安全な環境づくりを推進します。

13. 変更

このセーフガーディングポリシーは、そらべあ基金理事会の決議により変更することができます。

附則

この規範は、2021年11月30日から施行されます。